

## ○ 名寄市立大学倫理委員会規程

平成 18 年 5 月 10 日  
改正 平成 20 年 3 月 17 日  
平成 23 年 3 月 2 日  
平成 23 年 9 月 7 日  
平成 26 年 4 月 2 日  
平成 28 年 1 月 13 日  
平成 30 年 2 月 7 日  
平成 31 年 2 月 6 日  
令和 3 年 4 月 1 日  
令和 6 年 3 月 5 日  
令和 7 年 3 月 5 日

### 第 1 章 総則

### 第 2 章 組織

### 第 3 章 「人を対象とする研究」に係る研究計画等

### 第 4 章 雑則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 名寄市立大学研究倫理規程（以下「倫理規程」という。）第 23 条の趣旨に則り、研究倫理に関する審議、調査及び検討を行うため、名寄市立大学倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (審議事項及び任務)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 倫理規程第 20 条から第 22 条に定める本学の責務に関する事項
- (2) 倫理規程の運用、解釈に関する事項
- (3) 「人を対象とする研究」に係る研究計画等の審査事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) 倫理規程の改廃に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

3 委員会は、研究者の重大な規準違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。

#### (削除)

4 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

## 第2章 組織

### (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 倫理規程第4条第2号で規定する統括管理責任者（副学長または保健福祉学部長）
- (2) 保健福祉学部各学科及び教養教育部から推薦された教員 計5名
- (3) 学外の有識者 2名

2 第1項第2号及び第3号の委員は、教授会の議を経て、学長が委嘱する。

### (任期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立とする。

2 第3条第1項第3号の委員が欠席する場合は、委任状の提出により出席に代えることが出来る。

3 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者を出席させ意見を聞くことが出来る。

## 第3章 「人を対象とする研究」に係る研究計画等

### (研究計画等の審査)

第7条 「人を対象とする研究」に関する研究計画等の審査に係る委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成による。

2 審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。ただし、委員が申請者の場合は、当該審査に加わることが出来ない。この場合、議決は当該委員を除く出席者の3分の2以上の賛成によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 再審査（委員会での審査を要する）
- (4) 不承認
- (5) 非該当

3 委員会は、必要に応じて、「名寄市立大学における人を対象とする研究倫理に関する規程」第7条第2項にもとづいてオプトアウトとして研究の情報を公開し、対象者やその家族が研究協力について拒否できる機会を保障する。

(申請手続)

第8条 研究等の実施計画の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める名寄市立大学倫理委員会審査申請書、その他の書類に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。但し、学生が取り組む研究については、指導教員が申請者となるものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に諮らなければならない。

(審査結果)

第9条 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を学長に答申しなければならない。

2 学長は、前項の答申があったときは、速やかに、別に定める名寄市立大学倫理委員会審査判定書により申請者に通知する。

(異議の申し立て)

第10条 不承認の判定を受けた研究者が審査結果を不服とする場合は、別に定める異議申立書により委員長に異議を申し立てることができる。

2 異議申立がされたときは、委員長は再度委員会に諮り、異議申立結果を学長に報告するとともに、別に定める名寄市立大学倫理委員会異議申立に係る回答書により申請者に通知する。

第4章 雑則

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局総務課をもって充てる。

(その他)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

(廃止)

2 市立名寄短期大学倫理委員会規程(平成16年4月7日施行)は、廃止する。

附 則(平成20年3月17日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月2日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月7日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月2日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年1月13日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 7 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 5 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 5 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。